

学校法人聖マリアンナ医科大学は、
「神奈川県 子ども・子育て支援推進条例」に基づき、
子育て支援に取り組む事業者として 2018 年 2 月 8 日に
「かながわ子育て応援団」の認証を受けました。



認証マーク『かながわ子育て応援団』
募集パンフレットなどに、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づく認証事業者であることを対外的に明示することができます。

マーク掲載 URL : http://mip.marianna-u.ac.jp/campus/modules/documents/download.php?doc_id=12703

(マリアンナネット共有ファイル「マリアンナロゴ・写真」に掲載、ダウンロード可)

マークの意味: 神奈川の「K」をモチーフに、社会全体で子どもの成長を応援・手助けする姿を表し、子育て応援の躍動感・輝きを表現

〔認証の要件〕

1. 育児・介護休業法で義務付けられている制度・処置である以下の要件を制度として明定していること。
 - (1) 育児休業
 - (2) 小学校就学前までの子を養育する従業員の子の看護休暇
 - (3) 小学校就学前までの子を養育する従業員の時間外労働、深夜業の制限
 - (4) 3歳未満の子を養育する従業員の勤務時間の短縮等の処置
2. 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者が明確化されていること。
3. 子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること。
4. 計画内容および事業活動が関係法令に照らし適切であること。

神奈川県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例(平成 19 年 10 月施行)で、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を『かながわ子育て応援団』として認証する制度を設け、かながわぐるみの子ども・子育て支援を推進しています。

これからも、教職員が仕事と家庭の両立ができるよう、より働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

平成 30 年 3 月 29 日
人事部 人事課
男女共同参画キャリア支援センター